

後期高齢者医療制度の加入者の方へ 新しい保険証は7月末までにお届けします

現在、後期高齢者医療制度の加入者の方には、有効期限が「平成29年7月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証」「オレンジ色」を1人に1枚お渡ししています。

この有効期限を更新するため、7月末までに保険年金課から「有効期限平成30年7月31日」と記載された新しい被保険者証「紫色」をお届けします。

8月1日以降、古い被保険者証「オレンジ色」は使えませんので、ご注意ください。

※新しい被保険者証の一部負担金の割合（1割または3割は、平成28年中の所得に基づき、判定しています）。

【お問い合わせ先】市保険年金課医療・年金担当

（市役所1階④番窓口）

☎32・4120 / FAX35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushi

majp

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 平成30年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 年 月 日	
被保険者番号	
性別	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
失効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
医療機関の種類及び 並びに名称及び 番号	

ご確認ください!

新しい被保険者証の有効期限は平成30年7月31日となっています。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新時期です

医療機関で診療を受けた際に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。

同認定証は、毎年7月末が有効期限となっているため、今月は更新時期になります。

同認定証を現在お持ちの方で、平成29年度市民税非課税世帯の方

更新申請の手続きは必要ありません。7月末までに保険年金課から同認定証をお届けします。認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で過去12ヶ月で90日を超える入院をされた方は、申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

【お問い合わせ・申請先】

市保険年金課医療・年金担当
（市役所1階④番窓口）

☎32・4120 / FAX35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.

i-tokushima.jp

平成29年度市民税非課税世帯で新たに認定を希望される方

交付申請の手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

- ・後期高齢者医療被保険者証（原本）
- ・印鑑
- ・「個人番号カード」または「通知カード」と「顔写真入りの本人確認書類（運転免許証等）1点」
- ※顔写真のない本人確認書類の場合は、「通知カード」と「後期高齢者医療被保険者証（原本）」のほかに「1点（年金手帳等）」が必要です。
- ※代理で手続きする場合は、被保険者本人の「個人番号カード」または「通知カード」と「代理人の顔写真入りの本人確認書類（運転免許証等）1点」または「代理人の顔写真のない本人確認書類（健康保険証、年金手帳等）2点」が必要です。

